

予H28-17

配点：2

	_____
	_____
	_____
	_____
	_____

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 被告人又は被疑者の兄弟姉妹は、被告人又は被疑者の意思にかかわらず、弁護人を選任することができる。
- イ. 被告人の国選弁護人の選任は、審級ごとにしなければならない。
- ウ. 被疑者の国選弁護人の選任は、勾留の執行停止により被疑者が釈放された場合にはその効力を失う。
- エ. 国選弁護人は、辞任を申し出ても、裁判所又は裁判官が解任しない限り、弁護人の地位を失わない。
- オ. 被告人の私選弁護人の選任は、弁護士が裁判所にその旨直接申し出る限り、書面による必要はない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

**ア 正しい**

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる（30条2項）。ここにいう「独立して」とは、被告人・被疑者の意思にかかわらずという意味である。

**イ 正しい**

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない（32条2項）。

「審級ごとに」とは、弁護人の選任が第一審、控訴審、上告審のそれぞれにおいて別個になされるべきことを示したものである。これは、審級代理の原則を規定したものであり、国選私選を問わず適用される。

なお、その審級の終了時は、上訴期間の満了時又は上訴の申立てによって移審の効力が生じるまでであると解するのが通説である。審級弁護の名のもとに弁護の空白が生じては憲法37条3項の保障する弁護人依頼権を損なうからである。

**ウ 誤っている**

裁判官による弁護人の選任は、被疑者がその選任に係る事件について釈放されたときは、その効力を失う。ただし、その釈放が勾留の執行停止によるときはこの限りでない（38条の2）。勾留の執行停止の場合に選任の効力は失われないとされる趣旨は、再度の身柄拘束が予想される点にある。

**エ 正しい**

判例（最判昭54.7.24【百選A26】）は、「国選弁護人は、裁判所が解任しない限りその地位を失うものではなく、したがって、国選弁護人が辞任の申出をした場合であっても、裁判所が辞任の申出について正当な理由があると認めて解任しない限り、弁護人の地位を失うものではない」としている。

**オ 誤っている**

公訴の提起後における弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を差し出してこれをしなければならない（規則18条）。この趣旨は、要式行為とすることで、選任関係を明確にする点にある。